

## 病状説明などの実施時間について

病状説明・手術や治療方針の説明・相談対応などは、  
緊急の場合を除き、原則として、  
下記のとおり診療時間内に実施いたします

平日 9:00 ～ 17:00

土曜日 9:00 ～ 12:30

祝日・第3土曜日を除きます

現在、医師をはじめとする医療従事者の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省から、全ての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた取り組みを速やかに行うよう強く求められています。

当院においても、医療の質、安全で安心な医療を継続して提供する観点から、医師および医療スタッフが疲弊せずに働けるよう、医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向け、取り組みを進めております。

その一つとして、現在行っております病状説明等につきましては、緊急の場合を除き、原則勤務時間内である、平日の9時00分から17時00分および土曜日の9時00分から12時30分の間の実施することといたします。

※祝日・第3土曜日を除きます

尚、主治医・担当医が判断した場合は、この限りではございません。引き続き安全で安心な医療を提供するため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和5年4月

大阪府済生会茨木病院